

港長手続きの基準・安全対策の考え方

海上保安庁交通部
航行安全課航行指導室

令和6年12月4日

① Ship to Ship方式での特殊な荷役形態



HP 国土交通省 報道・広報より

+ ② 一般岸壁で危険物許容量を超える危険物荷役

「危険物積載船舶の停泊場所指定及び
危険物荷役許可の基準について」 平成17年10月11日付
(保交安第49号)

- (抜粋)
2. 一般岸壁における危険物荷役についての許可の際の基準
- 港長は、一般岸壁における危険物荷役を許可する場合は、危険物の荷役量について、一船ごとに次に定める荷役許容量を基準とする。
- (1) 1種類の危険物を一般岸壁において荷役するときは、岸壁区分A、B、C1、C2に応じて別紙1に掲げる数量とする。ただし、C2岸壁において、コンテナ専用船以外の船舶が危険物を荷役する場合は、C1岸壁における荷役許容量を基準※とする。
- (2) 一般岸壁における危険物の荷役であっても、特定の事業所等が危険物専用岸壁に準じて、適正な荷役安全管理体制のもとに付近の立入り、火気の使用の禁止等十分な安全対策を講じて荷役を行う場合は、別紙1に定める荷役許容量の基準によらず許可することができる。

岸壁区分	標準
A	旅客船に係留するバース及びその付近のバース 観光客の雑踏するバース 船舶が極めてふくそうしている場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては100m程度以下)
B	A・C1・C2・D以外のバース (市街地からの距離の標準としては300m程度)
C1	港湾法上の保安港区に指定されたバース 市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては500m程度以上)
C2	コンテナ専用岸壁
D	港長が適当と認める専用岸壁(危険物専用岸壁)

「メタノール」は港則法上の危険物として、
引火性液体類 容器等級Ⅱとして取扱う

別紙1 抜粋		A	B	C1	C2※
引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000
	容器等級Ⅱ	5	100	500	2000
	容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000

● 安全対策の考え方等 < 基本事項 >

① 船舶の要目及び岸壁

- > メタノール燃料・バンカー船の要目
- > 実施場所（岸壁）の所在
- > 岸壁要目（全長、水深等）

② 荷役計画

- > 取扱危険物の種類（メタノール）
- > バンカリング一回の最大荷役量
- > 荷役能力（バンカー船の供給能力）

③ 各種設備

- > メタノール燃料・バンカー船の
- > 電気照明設備、消防設備、通信設備
- > その他安全防災設備 等

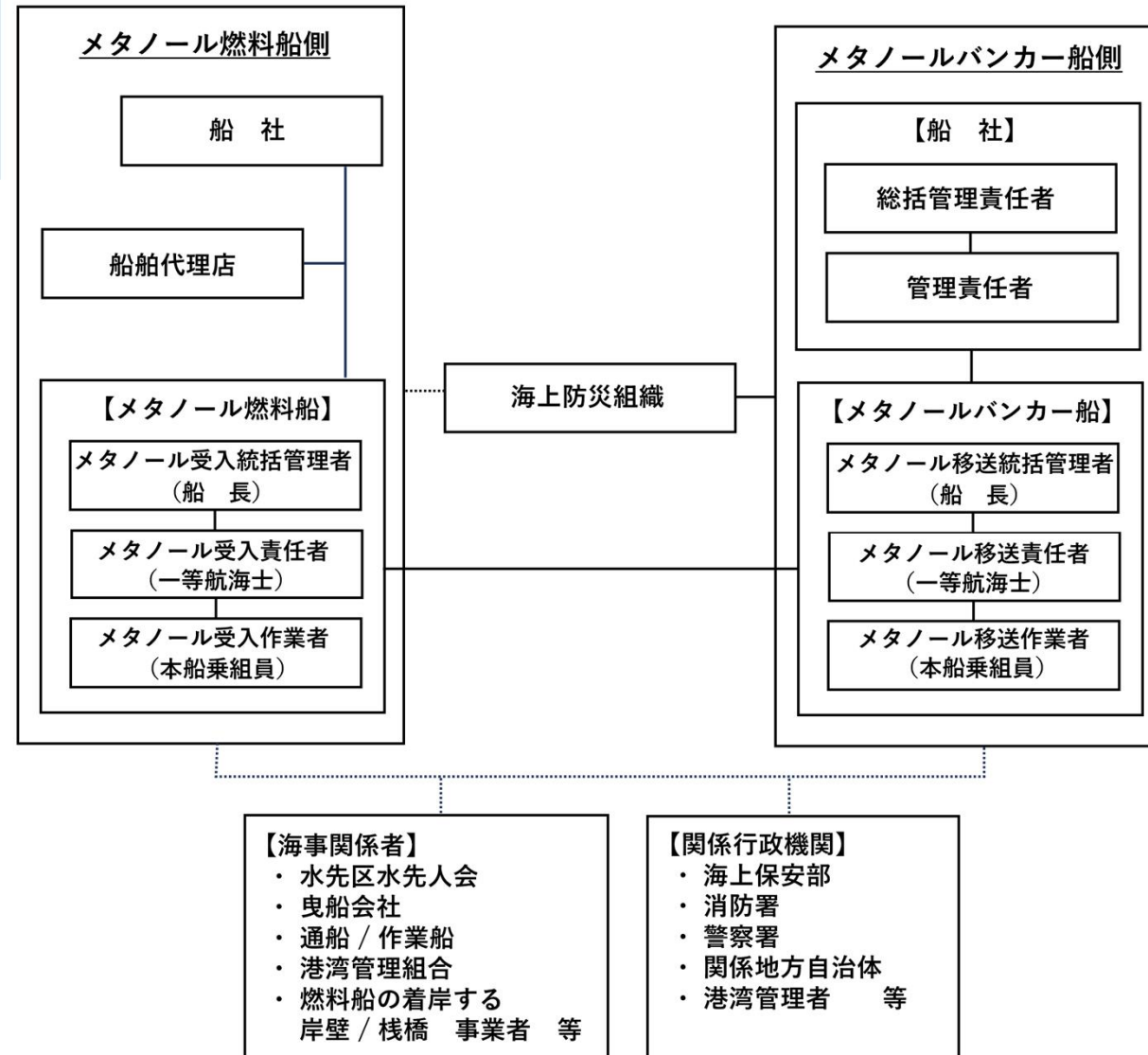
④ 荷役安全管理体制

- > バンカリングオペレーション手順の作成
- > 各責任者での具体的な職務内容の整理

⑤ 作業基準

- > 接舷条件 / 離舷条件、
バンカリング中止基準の策定

● 荷役安全管理体制（例）



※ 実線は実施毎、点線は必要に応じて連絡体制を構築することを示す

🔄 関連する関係者が多く、各責任者等が何を管理・実施するのか整理、適正な体制構築が必須

⑥ 荷役安全対策

- ✓ 立入禁止・火気取扱禁止区域を定め、メタノールバンカリング移送作業関係以外の者の立入りや火気の使用を禁止
- ✓ 本船の機関を直ちに発動できるよう準備
- ✓ 本船の船首尾に緊急用曳索(ファイヤーワイヤー)を準備
- ✓ メタノールバンカー船から30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、30メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船(員)を配置

etc...

⑦ 貨物荷役等とバンカリングの並行作業に関する対策事項

- ◆ 危険区域を設定・遵守し、不必要な貨物荷役及び乗組員の立入を制限
- ◆ 荷役貨物の落下等から移送設備の保護
- ◆ ホース等保護されないメタノール移送設備上をクレーン等の荷役設備が移動しない
- ◆ 当該船舶の荷役関係者に対しても情報共有や必要に応じた協議等の実施

etc...

⑧ 海上防災対策

- 事故発生時等における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律上の応急措置や防除措置等が確実に履行できる体制の確立、その他同法に定める事項の遵守
 - ・ 有害液体物質記録簿の備え付け及び記載、有害液体汚染防止管理者の選定(総トン数200t以上バンカー船)
 - ・ 有害液体汚染防止規程又は海洋汚染防止規程の作成及び備え置き又は掲示並びに有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書の作成及び備え置き又は掲示(総トン数150t以上バンカー船)

etc...

📌 策定した対策等は、水域利用者等に対して十分に周知し、事業等への理解醸成が必要